

高山村景観条例等による高山村景観資産に関する事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、高山村景観条例（平成20年高山村条例第32号。以下「条例」という。）及び高山村景観条例施行規則（平成20年高山村規則第 号。以下「規則」という。）による高山村景観資産（以下「景観資産」という。）の指定等に関し必要な事項を定めるものとする。

(景観資産の指定の提案)

第2条 条例第21条第5項による提案は、高山村景観資産指定提案書（様式第1号）を提出して行わなければならない。（景観資産の非指定の通知）

第3条 村長は、前条の提案があった場合において、指定方針等に照らし、景観資産として指定する必要がないと判断したときは、高山村景観資産に指定しない旨の通知書（様式第2号）により、その旨及びその理由を、当該提案をした者に通知するものとする。

(景観資産の指定の通知)

第4条 村長は、条例第21条第1項の規定により景観資産を指定したときは、高山村景観資産指定通知書（様式第3号）により、当該建造物等の所有者に通知するものとする。

(景観資産の指定等の告示)

第5条 条例第21条第3項の規定による告示は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 指定番号
- (2) 指定年月日
- (3) 景観資産の名称
- (4) 景観資産の所在地

2 前項の規定は、景観資産の指定の解除について準用する。

(現状変更行為に対する指導)

第6条 条例第21条第8項による指導は、高山村景観資産の現状変更に関する指導書（様式第4号）により行うものとする。

(景観資産の指定解除)

第7条 村長は、滅失、毀損その他の事由により景観資産の指定を解除したときは、高山村景観資産指定解除通知書（様式第5号）により、当該建造物等の所有者に通知するものとする。

(委任)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則 この要領は、平成20年10月1日から施行する。

高山村景観資産指定提案書

年 月 日				
高山村長 様		住所 氏名 連絡先（電話）		
[法人等にあつては、主たる事務所 の所在地、名称及び代表者の氏名]				
高山村景観条例第21条第5項の規定により、次のとおり指定することを提案します。				
建 造 物	名 称			
	所 在 地	高山村		
	所有者の住所 及び氏名			
	建 築 年			
	建 築 面 積	m^2	延 べ 面 積	m^2
	構 造	造 建 て		
	外 観 の 特 徴			
樹 木・ その 他	名 称			
	樹 種 ・ 種 類			
	所 在 地	高山村		
	所有者の住所及 び氏名			
	外 観 の 特 徴			

あて

高山村長

高山村景観資産に指定しない旨の通知書

高山村景観条例第 21 条第 5 項の規定により提案があった建造物又は樹木については、高山村景観資産に指定しないこととしたので、高山村景観資産に関する事務取扱要領第 3 条の規定により下記のとおり通知します。

記

- 1 名称
- 2 所在地
- 3 提案年月日 年 月 日
- 4 指定しない理由

あて

高山村長

高山村景観資産指定通知書

高山村景観条例第 21 条第 1 項の規定により、下記の物件を高山村景観資産に指定したので、
通知します。

記

- | | | | | |
|---|-------------|--------|---|---|
| 1 | 指定番号 | 第 | | 号 |
| 2 | 指定年月日 | 年 | 月 | 日 |
| 3 | 名称 | | | |
| 4 | 所在地 | | | |
| 5 | 所有者の氏名 | | | |
| 6 | 所有者の住所 | | | |
| 7 | 外観の特徴 | | | |
| 8 | 土地その他の物件の範囲 | 別紙のとおり | | |

様式第4号（第6条関係）

第 号
年 月 日

あて

高山村長

高山村景観資産の現状変更に関する指導書

年 月 日付けで届出があった高山村景観資産の現状変更については、良好な景観の形成のため支障があると認められるので、下記の措置をとることを指導します。

記

- 1 高山村景観資産の名称及び指定番号
- 2 指導の理由
- 3 とるべき措置

様式第5号（第7条関係）

第 号
年 月 日

あて

高山村長

高山村景観資産指定解除通知書

高山村景観資産に関する事務取扱要領第7条の規定により、下記の高山村景観資産の指定を解除したので、通知します。

記

- 1 名称
- 2 所在地
- 3 解除の理由